

令和2年10月

各 位

京都北都信用金庫

特殊詐欺被害の未然防止のための ATM（キャッシュカード）お振込の一部利用制限について

京都北都信用金庫（理事長 吉田英都）は、京都府警察本部からの特殊詐欺被害の未然防止への取組要請を踏まえ、平成29年8月から、下記に該当するお客さまのATM（キャッシュカード）によるお振込を制限させて頂いております。

京都府内の特殊詐欺の被害状況はいまだに高い水準にあり、中でも多くの高齢者が被害に遭われています。キャッシュカードによる振込が不慣れな高齢のお客さまをATMに誘導して、預金を振り込ませる「還付金詐欺」「振込め詐欺」等多く発生しています。

京都北都信用金庫では、今後とも地元警察や関係当局と連携して、金融犯罪の防止活動に取り組んでまいります。一段と巧妙化する詐欺グループからお客さまの大切なご預金をお守りするため、取り組むものでありますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さまの口座

70歳以上のお客さまの口座で、直近3年以上、ATMでの振込をされていない口座。

2. 制限内容

ATMでのキャッシュカードによる振込が出来ません。

3. その他

(1) キャッシュカードによる「預け入れ」や「引き出し」は可能です。

(2) 対象となるお客さまで、キャッシュカードによる振込を希望される場合は、営業時間内に当金庫窓口へお申し出ください。所定の手続きにより対応させていただきます。

なお、お手続きの際には、本人確認書類・通帳・キャッシュカード・お届出印をご持参いただきますようお願い申し上げます。

以上